

役員等の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人まなぶ福祉会（以下「この法人」という）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（役員等）

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（報酬等の支給）

第3条 役員等報酬は、次により支給される。

- （1）理事及び監事が理事会へ出席したとき
- （2）監事が監査を行うとき
- （3）評議員が評議委員会に出席したとき
- （4）報酬等の額は別表1に定める額とする

（報酬等の額の算定方法）

第4条 役員等に対する報酬等の額は、評議員において決定する。

（報酬等の支給方法）

第5条 役員等への報酬は、理事会又は評議員会への出席等法人・施設運営のための業務にあった都度支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員等が研修会等に出席するため出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（公表）

第7条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則 この規程は、平成30年7月1日より施行する。

附則 この規程は、令和4年7月1日より施行する。

別表 1

- 1 規程第3条4項に定める役員の報酬は、日額10,315円（税込み）とする。
そのうち理事は270,000円・監事は90,000円とし各年度の総額が360,000円
を超えない範囲で支給する。
- 2 本会の旅費規程は、施設保育園の旅費規程を採用する。